

第3号被保険者期間と厚生年金の 加入期間が重複していたら

扱いが変更になりました。 ていたことが判明した場合の 生年金などの加入期間 国民年金第3号被保険者期間と、 会社などに勤務していた期間 老齢年金を受け取り始めてから が重複し 取り

第3号被保険者期間 減額とならなくなりました。 して取り扱われ、 れる期間(保険料納付済期間) 変更後は、退職後の第3号被保険 の受給資格にも年金額にも反映さ たことが判明した期間) い場合、 今までは、この届け出をしていな の届け出を行うことが必要です。 保険料を納付する必要はありませ 配偶者のことです。これらの人は、 者期間が引き続き年金額に反映さ して返還を請求されていました。 会社員や公務員に扶養されている 国民年金第3号被保険者とは、 「年金を払い過ぎていた」と 第3号被保険者となった旨 会社などを退職した後の 過去の年金額 (未届であ は、 年金

裁定後に判明した 厚生年金等の期間

第3号被保険者期間

未届であったことが判明=年金の受給資格にも年金額にも反映されませんでした。

取り扱います。

農業者の皆さん

少子・高齢時代に強い積立方式の年金

●支払った保険料は全額社会保険料控除 ●手厚い政策支援! 保険料に国庫補助も

~農業者なら広くご加入いただけます~

老後の備えは農業者年金

●終身年金で80歳までの保証付き

保険料納付済期間として

65歳 60歳

裁定

老齢基礎年金

* は、 われます。 既に年金額を返納された人に 返納された額が改めて支払

[具体例]

〈今までは〉

記録

訂正前

訂正後

(これからは)

訂正後

記 録

記 録

届出

第3号被保険者期間

第3号被保険者期間

保険事務所へお尋ねください。 りません。詳しくは、 に申出書などを提出しなければな 該当される人は社会保険事務所 松山西社会

松山 庶務 西社会保険事務 年金給付課 所

です。

う事業が

「利用権設定等促進事業

問

民課住民係 925 - 5110

 $\frac{\bar{0}}{6}$

老齢基礎年金 記録訂正 年金を払い過ぎていたとして 返還を請求していました。 老齢基礎年金 記録訂正 録訂正前の年金額が 額になりません。

質手

特例届出

間で安心して農地の貸し借りを行 模を拡大したい」といった人との 効率的に使いたい」 地を貸したい人と、 業ができない」といった事情で農 「もっと経営規 |機械をもっと

経営規模を 拡大したい!







農業委員会・産業課による 審査・公告を経て「農用地 利用集積計画」の作成

貸した農地は期限がくれば必 0) 事業を利用すれば

後継者が

いない」

「高齢で農作

ず返ってくる 双方に通知が来る 期間満了前に、 貸手・! 借手の

 \bigcirc

- 期間満了後の離作料は不要
- など、貸手・借手の双方に大きな て貸し借りができる 利用権の再設定により継続 L

受付期間

メリットがあります。

執務時間中 10月1日(中 未 5 Ź0 日 火

詳しくはお問い合わせください。

*

農業委員会

問

農業者年金の試算額

農業者年金のメリット

加入年齢	納付期間		試 算	額
		性別	保険料2万円	保険料3万円
20歳	40年	男性	91 万円	136 7円
		女性	79 7円	118 ヵ
30歳	30年	男性	60 万円	90 7円
		女性	52 万円	78 7円
40歳	20年	男性	35 7円	53 ヵ
		女性	31 万円	46 7円
50歳	10年	男性	16 万円	23 개
		女性	14 万円	20 加

詳しくはお問い合わせください。 農業委員会 **☎**985−4131

松山市農業協同組合

松前支所

☎984−1024

北伊予支所 岡田支所

☎984−2171 **☎**984−2101

安心して農地の貸し借りをしましょう